

フロン類の充填及び回収を自ら行う者又はフロン類の充填及び回収に立ち会う者の資格に関する書類

【充填を行う場合の資格に関する書類】

- (ア) Aのいずれかの資格をお持ちの場合、その資格証の写しを添付してください。
- (イ) Bのいずれかの資格をお持ちの場合、その資格証の写し及び「充填に必要な知識等の習得を伴う講習(注)」を受講したことが分かる書類(受講修了証等の写し)を提出してください。
- (ウ) Cに該当する場合、「実務経験申立書」を作成し、「充填に必要な知識等の習得を伴う講習(注)」を受講したことが分かる書類(受講修了証等の写し)と併せて提出してください。

なお、Bの資格をお持ちで、「充填に必要な知識等の習得を伴う講習(注)」を受講していない場合、「実務経験申立書」により実務経験及び受講予定の旨を申し立て、Bの資格証の写しと併せて提出してください。

また、Cに該当する場合で、「充填に必要な知識等の習得を伴う講習(注)」を受講していない場合、「実務経験申立書」により実務経験及び受講予定の旨を申し立ててください。

	資格の種類等	追加要件
A	・第一種冷媒フロン類取扱技術者 ・第二種冷媒フロン類取扱技術者	なし
B	・冷凍空調技士(日本冷凍空調学会) ・高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会) ・上記保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 ・冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会) ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者 ・自動車電気装置整備士(対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。)(ただし平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。)	充填に必要な知識等の習得を伴う講習(注)を受講した者

C	・十分な実務経験者 (日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し、違反したことがない技術者を指す。)	充填に必要となる知識等の習得を伴う講習(注)を受講した者
---	--	-------------------------------------

(注) 充填に必要となる知識等の習得を伴う講習:

環境省及び経済産業省において、適正性が確認された講習

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/chikensyakoushu20260401.pdf

【回収を行う場合の資格に関する書類】

次の資格のいずれかの資格証の写しを提出してください。

なお、資格をお持ちでない場合は、「実務経験申立書」を作成し、提出してください。

- ・第一種冷媒フロン類取扱技術者
- ・第二種冷媒フロン類取扱技術者
- ・冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- ・冷凍空気調和機器施工技能士
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- ・冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- ・技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
- ・自動車電気装置整備士(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。)